

平成 2 4 年度

予 算 書

加 賀 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 3 号	平成 2 4 年度加賀市一般会計予算 -----	1
議案第 4 号	平成 2 4 年度加賀市国民健康保険特別会計予算 -----	16
議案第 5 号	平成 2 4 年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算 -----	22
議案第 6 号	平成 2 4 年度加賀市介護保険特別会計予算 -----	25
議案第 7 号	平成 2 4 年度加賀市下水道事業特別会計予算 -----	31
議案第 8 号	平成 2 4 年度山代温泉財産区特別会計予算 -----	36
議案第 9 号	平成 2 4 年度山中温泉財産区特別会計予算 -----	41
議案第 1 0 号	平成 2 4 年度加賀市土地区画整理事業特別会計予算 -----	44
議案第 1 1 号	平成 2 4 年度加賀市病院事業会計予算 -----	48
議案第 1 2 号	平成 2 4 年度加賀市水道事業会計予算 -----	54

一 般 会 計 予 算

議案第3号

平成24年度 加賀市一般会計予算

平成24年度の加賀市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,370,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度加賀市一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度加賀市一般会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市税		8,978,000
	1. 市民税	3,485,000
	2. 固定資産税	4,019,100
	3. 軽自動車税	144,000
	4. 市たばこ税	563,000
	6. 入湯税	240,900
	7. 都市計画税	526,000
2. 地方譲与税		280,000
	1. 地方揮発油譲与税	85,000
	2. 自動車重量譲与税	195,000
3. 利子割交付金		20,000
	1. 利子割交付金	20,000

(単位：千円)

款	項	金額
4. 配当割交付金		10,000
	1. 配当割交付金	10,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		3,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6. 地方消費税交付金		710,000
	1. 地方消費税交付金	710,000
7. ゴルフ場利用税交付金		90,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	90,000
8. 自動車取得税交付金		60,000
	1. 自動車取得税交付金	60,000
9. 地方特例交付金		27,000
	1. 地方特例交付金	27,000

(単位：千円)

款	項	金額
10. 地方交付税		7,080,000
	1. 地方交付税	7,080,000
11. 交通安全対策特別交付金		10,000
	1. 交通安全対策特別交付金	10,000
12. 分担金及び負担金		682,222
	1. 分担金	1,049
	2. 負担金	681,173
13. 使用料及び手数料		419,848
	1. 使用料	132,175
	2. 手数料	287,673
14. 国庫支出金		4,556,221
	1. 国庫負担金	3,299,015

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 国庫補助金	1,239,728
	3. 委託金	17,478
15. 県支出金		1,982,833
	1. 県負担金	1,001,558
	2. 県補助金	862,107
	3. 県委託金	119,168
16. 財産収入		30,962
	1. 財産運用収入	15,962
	2. 財産売却収入	15,000
17. 寄附金		4,016
	1. 寄附金	4,016
18. 繰入金		380,465

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 基金繰入金	380,465
19. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
20. 諸収入		384,993
	1. 延滞金、加算金及び過料	12,000
	2. 市預金利子	1,200
	4. 貸付金元利収入	212,587
	5. 受託事業収入	625
	6. 雑入	158,581
21. 市債		3,640,440
	1. 市債	3,640,440
	歳 入 合 計	29,370,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		313,028
	1. 議会費	313,028
2. 総務費		2,459,736
	1. 総務管理費	1,943,838
	2. 徴税費	329,711
	3. 戸籍住民基本台帳費	150,088
	4. 選挙費	4,835
	5. 統計調査費	4,916
	6. 監査委員費	26,348
3. 民生費		11,531,223
	1. 社会福祉費	4,771,238
	2. 児童福祉費	4,923,049

(単位：千円)

款	項	金額
	3. 生活保護費	1,836,936
4. 衛生費		3,281,868
	1. 保健衛生費	1,962,034
	2. 環境衛生費	187,112
	3. 清掃費	1,040,692
	4. 広域事務費	92,030
5. 労働費		7,160
	1. 労働諸費	7,160
6. 農林水産業費		256,871
	1. 農業費	187,594
	2. 林業費	56,003
	3. 水産業費	13,274

(単位：千円)

款	項	金額
7. 商工費		613,915
	1. 商工費	384,026
	2. 観光費	229,889
8. 土木費		2,795,949
	1. 土木管理費	208,847
	2. 道路橋梁費	1,097,619
	3. 河川費	22,108
	4. 港湾費	720
	5. 都市計画費	1,439,545
	6. 住宅費	27,110
9. 消防費		960,428
	1. 消防費	960,428

(単位：千円)

款	項	金額
10. 教育費		3,173,917
	1. 教育総務費	196,397
	2. 小学校費	1,156,113
	3. 中学校費	695,411
	4. 幼稚園費	12,308
	5. 社会教育費	610,178
	6. 保健体育費	503,510
12. 公債費		3,832,850
	1. 公債費	3,832,850
13. 諸支出金		133,055
	2. 基金費	44,361
	3. 公営企業費	88,694

(単位：千円)

款	項	金額
14. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		29,370,000

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
加賀市土地開発公社 に対する債務保証 (国道8号線加賀拡幅事業 における用地取得)	自平成24年度 至平成28年度	300,000
電子市役所推進費	自平成24年度 至平成29年度	1,010,000
松が丘保育園整備費補助金	自平成24年度 至平成34年度	67,704 及び利子相当額
開陽保育園整備費補助金	自平成24年度 至平成34年度	57,251 及び利子相当額

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成24年度 保 育 園 整 備 事 業 債	85,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成24年度 廃棄物処理施設整備事業債	21,600			
平成24年度 斎場跡地整備事業債	1,100			
平成24年度 農業用施設整備事業債	1,600			
平成24年度 漁港整備事業債	6,400			
平成24年度 道路整備事業債	20,700			
平成24年度 街路整備事業債	77,700			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成24年度 公園整備事業債	16,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成24年度 消防施設整備事業債	5,200			
平成24年度 小学校施設整備事業債	365,800			
平成24年度 中学校施設整備事業債	267,700			
平成24年度 緊急防災・減災事業債	2,100			
平成24年度 合併特例債	635,300			
平成24年度 辺地対策事業債	15,900			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成24年度 過疎対策事業債	110,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成24年度 病院事業会計出資債	290,300			
平成24年度 水道事業会計出資債	12,400			
平成24年度 臨時財政対策債	1,600,000			
平成24年度 借 換 債	105,240			
合 計	3,640,440			

国民健康保険特別会計予算

議案第4号

平成24年度 加賀市国民健康保険特別会計予算

平成24年度の加賀市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,400,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		2,158,311
	1. 国民健康保険税	2,158,311
3. 国庫支出金		2,260,828
	1. 国庫負担金	1,702,026
	2. 国庫補助金	558,802
4. 療養給付費交付金		555,000
	1. 療養給付費交付金	555,000
5. 前期高齢者交付金		2,015,505
	1. 前期高齢者交付金	2,015,505
6. 県支出金		511,520
	1. 県補助金	452,363
	2. 県負担金	59,157

(単位：千円)

款	項	金額
7. 共同事業交付金		1,150,000
	1. 共同事業交付金	1,150,000
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		734,427
	1. 他会計繰入金	734,427
11. 諸収入		15,308
	1. 延滞金及び過料	710
	2. 預金利子	37
	3. 受託事業収入	1
	4. 雑入	14,560
歳 入 合 計		9,400,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		153,682
	1. 総務管理費	142,599
	2. 徴税費	10,960
	3. 運営協議会費	123
2. 保険給付費		6,469,037
	1. 療養諸費	5,670,372
	2. 高額療養費	762,200
	3. 移送費	50
	4. 出産育児費	29,415
	5. 葬祭諸費	7,000
3. 後期高齢者支援金等		1,048,080
	1. 後期高齢者支援金等	1,048,080

(単位：千円)

款	項	金額
4. 前期高齢者納付金等		1,220
	1. 前期高齢者納付金等	1,220
5. 老人保健拠出金		600
	1. 老人保健拠出金	600
6. 介護納付金		475,599
	1. 介護納付金	475,599
7. 共同事業拠出金		1,150,004
	1. 共同事業拠出金	1,150,004
8. 保健事業費		70,690
	1. 特定健康診査等事業費	60,431
	2. 保健事業費	10,259
9. 基金積立金		1

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 基金積立金	1
10. 公債費		4,000
	1. 公債費	4,000
11. 諸支出金		26,987
	1. 償還金及び還付加算金	14,850
	2. 繰出金	12,137
13. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
	歳 出 合 計	9,400,900

後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号

平成24年度 加賀市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度の加賀市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 801,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		564,474
	1. 後期高齢者医療保険料	564,474
3. 繰入金		234,514
	1. 繰入金	234,514
4. 繰越金		100
	1. 繰越金	100
5. 諸収入		2,612
	1. 延滞金及び過料	600
	2. 償還金及び還付加算金	2,010
	3. 預金利子	2
歳入合計		801,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		6,696
	1. 総務管理費	6,696
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		792,794
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	792,794
3. 公債費		100
	1. 公債費	100
4. 諸支出金		2,010
	1. 償還金及び還付加算金	2,010
5. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		801,700

介護保険特別会計予算

議案第6号

平成24年度 加賀市介護保険特別会計予算

平成24年度の加賀市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,513,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、450,000 千円と定める。

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		1,271,435
	1. 介護保険料	1,271,435
2. 分担金及び負担金		171
	1. 負担金	171
3. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		1,490,852
	1. 国庫負担金	1,097,929
	2. 国庫補助金	392,923
5. 県支出金		949,642
	1. 県負担金	911,091
	2. 県補助金	38,551

(単位：千円)

款	項	金額
6. 支払基金交付金		1,813,069
	1. 支払基金交付金	1,813,069
7. 財産収入		590
	1. 財産運用収入	590
8. 繰入金		946,833
	1. 他会計繰入金	899,812
	2. 基金繰入金	47,021
9. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
10. 諸収入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3. 雑入	3
歳入	合計	6,472,600

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入		40,800
	1. サービス収入	40,800
歳入	合計	40,800

介護保険特別会計 歳入合計	6,513,400
---------------	-----------

歳 出

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		95,441
	1. 総務管理費	42,378
	2. 介護認定審査会費	53,063
2. 保険給付費		6,181,600
	1. 保険給付費	6,181,600
4. 地域支援事業費		185,120
	1. 地域支援事業費	185,120
5. 基金積立金		7,419
	1. 基金積立金	7,419
6. 公債費		500
	1. 公債費	500
7. 諸支出金		1,520

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 償還金及び還付加算金	1,520
8. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		6,472,600

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		464
	1. 総務管理費	464
2. 事業費		40,336
	1. 事業費	40,336
歳出合計		40,800

介護保険特別会計 歳出合計

6,513,400

下水道事業特別会計予算

議案第7号

平成24年度 加賀市下水道事業特別会計予算

平成24年度の加賀市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 130, 100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度加賀市下水道事業特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 700, 000 千円と定める。

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度加賀市下水道事業特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 事業収入		626,514
	1. 使用料	626,461
	2. 手数料	53
2. 分担金及び負担金		23,884
	1. 負担金	23,524
	2. 分担金	360
3. 国庫支出金		454,596
	1. 国庫補助金	454,596
4. 県支出金		22,021
	1. 県補助金	22,021
5. 繰入金		920,287
	1. 他会計繰入金	920,287

(単位：千円)

款	項	金額
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		23,597
	1. 貸付金収入	21,233
	2. 延滞金	1
	3. 預金利子	1
	4. 消費税還付金	2,337
	5. 雑入	25
8. 市債		1,059,200
	1. 市債	1,059,200
歳 入 合 計		3,130,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 管理費		642, 437
	1. 下水道管理費	642, 437
2. 建設費		1, 096, 742
	1. 建設改良費	1, 096, 742
3. 公債費		1, 354, 301
	1. 公債費	1, 354, 301
4. 諸支出金		35, 620
	1. 貸付金	34, 600
	2. 償還金及び還付加算金	1, 020
5. 予備費		1, 000
	1. 予備費	1, 000
歳 出 合 計		3, 130, 100

第2表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成24年度 公共下水道建設事業債	529,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成24年度 公共下水道事業 資本費平準化債	269,800			
平成24年度 公共下水道事業特例債	97,000			
平成24年度 農業集落排水施設整備事業債	3,200			
平成24年度 農業集落排水施設整備 事業資本費平準化債	35,000			
平成24年度 流域下水道建設事業債	85,600			
平成24年度 流域下水道事業 資本費平準化債	39,000			
合 計	1,059,200			

山代温泉財産区特別会計予算

議案第8号

平成24年度 山代温泉財産区特別会計予算

平成24年度の山代温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 136, 200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30, 000 千円と定める。

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 一般事業収入		70,300
	3. 財産運用収入	4,017
	5. 寄附金	1
	7. 繰越金	100
	8. 預金利子	52
	9. 売店収入	62,050
	10. 雑入	4,080
2. 総湯事業収入		53,580
	1. 利用料	49,226
	2. 手数料	6
	3. 区民助成金	4,180
	6. 雑入	168

(単位：千円)

款	項	金額
3. 古総湯事業収入		12,320
	1. 使用料	12,319
	2. 手数料	1
歳入合計		136,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 一般事業費		67,336
	1. 財産区管理会費	964
	2. 総務管理費	13,650
	4. 区民助成費	4,180
	5. 公債費	1
	6. 基金積立金	150
	8. 売店運営費	48,391
2. 総湯事業費		53,580
	1. 総湯事業費	53,580
3. 古総湯事業費		15,184
	1. 古総湯事業費	15,184
4. 予備費		100

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 予備費	100
歳	出	136,200

山中温泉財産区特別会計予算

議案第9号

平成24年度 山中温泉財産区特別会計予算

平成24年度の山中温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 温泉事業収入		54,000
	1. 温泉配湯収入	53,605
	2. 財産運用収入	285
	3. 温泉加入金	10
	5. 繰越金	100
2. 菊の湯事業収入		107,400
	1. 利用料	69,307
	2. 手数料	20
	3. 区民助成金	11,252
	5. 繰入金	18,700
	6. 雑入	8,121
歳 入 合 計		161,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 温泉事業費		53,800
	1. 財産区管理会費	870
	2. 総務管理費	4,230
	3. 源泉管理費	34,073
	4. 区民助成費	11,252
	5. 公債費	10
	6. 基金積立金	3,365
2. 菊の湯事業費		107,400
	1. 菊の湯事業費	107,400
3. 予備費		200
	1. 予備費	200
歳 出 合 計		161,400

土地区画整理事業特別会計予算

議案第10号

平成24年度 加賀市土地区画整理事業特別会計予算

平成24年度の加賀市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成24年度加賀市土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成24年3月2日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 24年度加賀市土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 長谷田西土地区画整理事業収入		41,772
	1. 分担金及び負担金	27,300
	2. 繰入金	14,352
	4. 諸収入	120
2. 橋立土地区画整理事業収入		42,628
	2. 繰入金	628
	5. 市債	42,000
歳 入 合 計		84,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 長谷田西土地地区画整理事業費		41,772
	1. 長谷田西土地地区画整理事業費	1,060
	2. 公債費	40,712
2. 橋立土地地区画整理事業費		42,628
	1. 橋立土地地区画整理事業費	42,298
	2. 公債費	330
歳 出 合 計		84,400

第2表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成24年度 橋立土地区画整理事業債	42,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	42,000			

病 院 事 業 会 計 予 算

議案第 11 号

平成 24 年度 加賀市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度の加賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-----|--------------|----|------|------|-----------|
| 1 | 加賀市民病院事業 | | | | |
| (1) | 病床数 | | | | 226 床 |
| | 一般病床 | | | | 226 床 |
| (2) | 年間患者数 | | | | |
| | 入院 | | | | 66,430 人 |
| | 外来 | | | | 121,275 人 |
| (3) | 1日平均患者数 | | | | |
| | 入院 | | | | 182 人 |
| | 外来 | | | | 495 人 |
| (4) | 主要な建設改良事業 | | | | |
| | 病院建設改良費 | | | | 20,000 千円 |
| | 資産購入費 | | | | 50,000 千円 |
| 2 | 加賀看護学校事業 | | | | |
| (1) | 看護学科(3年課程) | 定員 | 1 学年 | 30 名 | 修業年限 3 年 |
| 3 | 加賀市民病院保育施設事業 | | | | |
| (1) | 年間保育数 | | | | |
| | 病児・病後児保育 | | | | 360 人 |
| | 院内保育 | | | | 48 人 |

平成 24 年度加賀市病院事業会計予算

4	山中温泉医療センター事業	
(1)	病床数	199 床
	一般病床	159 床
	療養病床	40 床
(2)	年間患者数	
	入院	52,925 人
	外来	58,600 人
(3)	1日平均患者数	
	入院	145 人
	外来	200 人
(4)	主要な建設改良事業	
	資産購入費	30,000 千円
5	統合新病院事業	
(1)	主要な建設改良事業	
	病院建設改良費	12,258 千円
	資産購入費	1,187,342 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	加賀市民病院事業収益	4,569,400 千円
第 1 項	医業収益	4,091,942 千円
第 2 項	医業外収益	368,075 千円
第 3 項	看護学校収益	99,300 千円
第 4 項	保育施設収益	10,083 千円
第 2 款	山中温泉医療センター事業収益	235,800 千円
第 1 項	医業収益	44,779 千円
第 2 項	医業外収益	189,644 千円
第 5 項	特別利益	1,377 千円
	合 計	4,805,200 千円

支 出

第 1 款	加賀市民病院事業費用	4,542,800 千円
第 1 項	医 業 費 用	4,223,907 千円
第 2 項	医 業 外 費 用	198,056 千円
第 3 項	看 護 学 校 費 用	99,300 千円
第 4 項	保 育 施 設 費 用	10,083 千円
第 5 項	特 別 損 失	6,454 千円
第 6 項	予 備 費	5,000 千円
第 2 款	山中温泉医療センター事業費用	384,200 千円
第 1 項	医 業 費 用	357,012 千円
第 2 項	医 業 外 費 用	20,682 千円
第 5 項	特 別 損 失	5,506 千円
第 6 項	予 備 費	1,000 千円
合 計		4,927,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 220,264 千円は過年度分損益勘定留保資金 220,146 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	加賀市民病院資本的収入	319,867 千円
第 1 項	企 業 債	70,000 千円
第 2 項	出 資 金	176,383 千円
第 3 項	負 担 金	73,484 千円

平成 24 年度加賀市病院事業会計予算

第 2 款	山中温泉医療センター	資本的収入	97,969	千円
第 1 項	企 業	債	27,300	千円
第 2 項	出 資	金	51,664	千円
第 3 項	負 担	金	16,380	千円
第 4 項	補 助	金	2,625	千円
第 3 款	統 合 新 病 院	資本的収入	1,199,600	千円
第 1 項	企 業	債	580,600	千円
第 2 項	出 資	金	580,600	千円
第 3 項	負 担	金	38,400	千円
	合	計	1,617,436	千円

支 出

第 1 款	加賀市民病院	資本的支出	462,600	千円
第 1 項	建 設 改 良 費		70,000	千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		372,875	千円
第 3 項	開 発 費		525	千円
第 4 項	そ の 他 支 出 金		19,200	千円
第 2 款	山中温泉医療センター	資本的支出	175,500	千円
第 1 項	建 設 改 良 費		30,000	千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		126,300	千円
第 4 項	そ の 他 支 出 金		19,200	千円
第 3 款	統 合 新 病 院	資本的支出	1,199,600	千円
第 1 項	建 設 改 良 費		1,199,600	千円
	合	計	1,837,700	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成24年度 加賀市民病院施設改良 及び医療器械器具整備 事業債	70,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融通条件 による。ただし、企業 財政その他の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、もし くは繰上償還又は低 金利に借換えするこ とができる。
平成24年度 山中温泉医療センター 医療器械器具整備事業 債	27,300			
平成24年度 統合新病院建設用地取 得事業債	580,600			
合計	677,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|----------------|------------|
| 1 加賀市民病院事業 | 400,000 千円 |
| 2 山中温泉医療センター事業 | 100,000 千円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 支出予定の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

平成 24 年度加賀市病院事業会計予算

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1	加賀市民病院事業	
(1)	給与費	2,514,977 千円
(2)	交際費	150 千円
2	加賀看護学校事業	
(1)	給与費	74,917 千円
(2)	交際費	30 千円
3	加賀市民病院保育施設事業	
(1)	給与費	9,491 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 医師及び看護師等の研究研修費、院内保育所の運営経費、病院事業会計に係る共済追加費用、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費並びに子ども手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,289 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1	加賀市民病院事業	459,900 千円
---	----------	------------

平成 24 年 3 月 2 日 提出

加賀市長 寺 前 秀 一

水道事業会計予算

議案第 12 号

平成 24 年度 加賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度の加賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 26,069 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 11,601,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 31,784 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 拡張事業 九谷ダム水活用事業 | 2,319,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	水道事業収益		2,517,900 千円
第 1 項	営業収益		2,409,291 千円
第 2 項	営業外収益		108,609 千円
		支	出
第 1 款	水道事業費用		2,421,400 千円
第 1 項	営業費用		2,096,741 千円
第 2 項	営業外費用		282,249 千円
第 3 項	特別損失		41,410 千円
第 4 項	予備費		1,000 千円

平成 24 年度加賀市水道事業会計予算

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 696,899 千円は、当年度分損益勘定留保資金 566,882 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 130,017 千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第 2 款 資本的収入	2,720,601 千円
第 1 項 企業債	2,579,300 千円
第 3 項 他会計出資金	43,800 千円
第 4 項 他会計補助金	33,845 千円
第 5 項 他会計負担金	15,156 千円
第 6 項 国庫支出金	48,500 千円

支 出

第 2 款 資本的支出	3,417,500 千円
第 1 項 建設改良費	2,762,916 千円
第 2 項 企業債償還金	646,884 千円
第 3 項 開発費	6,700 千円
第 6 項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成24年度 拡張事業債	2,323,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮し、もし くは繰上償還又は低 利に借換えすることが できる。
平成24年度 老朽管更新事業債	244,000			
平成24年度 鉛製給水管更新事業債	6,300			
平成24年度 配水管施設整備事業債	5,700			
合計	2,579,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 支出予定の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

168,175千円

(他会計からの補助金)

第9条 九谷ダム建設事業、簡易水道統合整備事業に係る企業債元利償還金及び子ども手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,894千円である。

平成 24 年度加賀市水道事業会計予算

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、7,362 千円と定める。

平成 24 年 3 月 2 日 提出

加賀市長 寺 前 秀 一